

● 手続に関すること

Q1

どのような事業が環境影響評価法や山梨県環境影響評価条例の対象となりますか？

A

環境影響評価法の対象となる事業は、環境影響評価法施行令の別表第一に規定されています。

また、山梨県環境影響評価条例の対象となる事業は、山梨県環境影響評価条例施行規則の別表に規定されています。事業の種類（概要）については、県のホームページで公開しています。

山梨県ホームページのトップ>まちづくり・環境>環境保全活動>環境アセスメント
>山梨県の環境アセスメント>山梨県の環境影響評価制度の概要
>「対象となる事業」のPDFファイル「対象事業種類規模一覧（概要）」

Q2

環境影響評価法の第一種事業、第二種事業、山梨県環境影響評価条例の第一分類事業、第二分類事業、第三分類事業とは何でしょうか？

A

環境影響評価法の対象事業は、必ず環境影響評価を行う事業を第一種事業として定め、それに準じた規模の第二種事業については、環境影響評価を行うか否かを、事業の許認可等を行う者（所管の大臣等）が判定（環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定）をすることとしています。（この判定手続をスクリーニングといいます。）

なお、第二種事業で、環境影響評価が不要と判定された場合は、環境影響評価法の対象から外れますが、山梨県環境影響評価条例の第一分類事業として対象となります。

条例では、必ず環境影響評価を行う事業を第一分類事業、第二分類事業として定め、それに準じた規模の第三分類事業については、知事が環境影響評価を行うか否かを、判定（環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定）することとしております。

環境影響評価法

第一種事業【法の環境影響評価の対象】

第二種事業【国の判定が必要】

国の判定で不要となった場合

山梨県環境影響評価条例

第一分類事業【条例の環境影響評価の対象】

第二分類事業【条例の環境影響評価の対象】

判定

第三分類事業【県の判定が必要】

環境影響評価必要【条例の環境影響評価の対象】

または 環境影響評価不要

Q3

環境影響評価の手続は、誰が行いますか？

A

環境影響評価の対象事業を実施しようとする者（以下「事業者」という。）が、環境影響評価書等を作成するなどの環境影響評価の手続を行うことになります。

但し、都市計画決定を伴う事業では、事業者に代わって都市計画決定権者が環境影響評価の手続を行う場合があります。

なお、環境影響評価の調査や図書の作成等は専門的であり、一般的には環境調査等を専門業務とするコンサルタントに委託している場合が多く見受けられます。

Q4

環境影響評価法と山梨県環境影響評価条例では、どのような違いがありますか？

A

対象となる事業の種類や規模(面積等)に違いがあります。

例えば火力発電所設置の場合、法では出力 150,000 kW以上のものを対象としていますが、条例では原則として出力 16,000 kW以上のものを対象としております。

法では 13 種類の事業を対象に、条例では 19 種類（法 13 種類+6 種類）の事業を対象にしています。このように、法の対象以外の事業についても条例では対象としています。

また、手続については、国の関与（大臣意見等）の有無などに違いはありますが、概ね同じような流れで実施されます。

●山梨県環境影響評価等技術審議会に関すること

Q5

山梨県環境影響評価等技術審議会の役割は何ですか？

A

環境影響評価その他の手続並びに事業の実施中及び実施後の手続に係る技術的事項を調査審議することです。なお、当審議会は山梨県環境影響評価条例の規定で設置され、知事意見を述べようとするときなどは、意見を聴くこととなっています。

Q6

山梨県環境影響評価等技術審議会は公開で開催されるのでしょうか？

A

技術審議会において、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議会そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であるとし、希少動植物や個人情報等に係る部分を除いて全て公開で開催しています。

Q7

山梨県環境影響評価等技術審議会の審議内容は公表されるのでしょうか？

A

技術審議会の審議内容は、原則として開催日から1か月以内に議事録等を県のホームページで公開しています。

山梨県ホームページのトップ>まちづくり・環境>環境保全活動>環境アセスメント
>山梨県の環境アセスメント>環境影響評価の現状状況

●対象事業に関すること

Q8

山梨県環境影響評価条例施行規則第3条の「宅地の造成の事業」とはどのような事業ですか？

A

住宅地、構造物設置のための造成はもとより、土捨て場等一定の面積について土地の形質の変更を行う行為を包括的に示す言葉として「宅地の造成の事業」と定義しています。

Q9

造成とは、どのような行為をいいますか？

A

土地の形質の変更を行う行為で、例として、切土、盛土や、斜面を平面にしたり、斜面の傾斜を変えるなどの行為です。

Q10

造成に係る土地の面積(施行区域面積)とは、どのようなものを含みますか？

A

事業を実施するために必要な区域(事業計画区域)であり、森林法に係る残置森林、新設の工事用道路等も含みます。

Q11

太陽光発電事業は山梨県環境影響評価条例の対象事業になりますか？

A

太陽光発電事業は、電気工作物の設置又は変更の工事業のうち、「太陽電池発電所の設置の工事業」に該当します。

そのため、事業の用に供する区域の面積(事業区域面積)が18ヘクタール以上となる場合は、条例の第二分類事業として環境影響評価手続の対象となります。また、事業区域面積が9ヘクタール(当該区域に森林*が0.5ヘクタール以上含まれる場合は0.5ヘクタール)以上となる場合は、条例の第三分類事業として判定手続(スクリーニング)の対象となります。

※森林とは、森林法に規定する国有林及び地域森林計画の対象となっている私有林をいう。

Q12

環境影響評価を行った土地で、該当事業を行わず、別の事業を行う場合、改めて環境影響評価を行う必要がありますか？

A

環境影響評価を行った事業と異なる事業を実施しようとする場合には、改めて環境影響評価を行う必要があります。

また、同一の事業であっても、環境影響評価を行った事業者が、環境影響評価終了（環境影響評価書の公告）後、5年以上経過して当該事業に着手しようとする場合は、再度環境影響評価を行うよう求めることがあります。

なお、環境影響評価を行っていない事業者が、当該地で同事業を行う場合でも、対象事業を引き継がない場合は、改めて環境影響評価を行う必要があります。

●対象事業の変更に関すること

Q13

環境影響評価手続中に対象事業の内容に変更がある場合に必要な手続は何ですか？

A

事業の内容に変更がある場合は報告してください。変更の内容（事業規模の縮小等に該当しない場合）によっては、環境影響評価の手続を再度実施する必要がある場合もあります。

●環境影響評価書縦覧後の手続に関すること

Q14

対象事業には、いつから着手できますか？

A

事業者による評価書（補正評価書）の公告・縦覧の手続において、評価書（補正評価書）を公告した後に、事業に着手できます。その際には、着手の翌日から起算して2週間を経過する日までに、対象事業着手の届出を知事にしなければなりません。

なお、各種開発関係等の許認可等が必要な場合は、評価書（補正評価書）を公告した後に、その許認可等を得て、はじめて事業着手できるようになります。

Q15

中間報告書や完了報告書とは、どういうものでしょうか？

A

事業者は、対象事業の実施中（工事中）及び実施後（完成後の施設の存在、事業活動など）において、評価書に記載された環境保全措置の実施状況及びその措置がとられたことによる影響状況を事後調査等により把握し、その結果を取りまとめた報告書を作成します。

対象事業の実施中（工事中）の結果を取りまとめたものを中間報告書といい、事業実施後の結果を取りまとめたものを完了報告書といいます。

また、事業者が各報告書の作成・送付後に、住民等や知事から意見を聴き、これらの意見に配慮して必要な措置を再検討し、以後の事業等に反映させる手続を中間報告書手続、または完了報告書手続といいます。

なお、予測結果と明らかに異なる事例が発生したような場合、知事意見で追加の環境保全措置を求めることになります。

Q16

中間報告及び完了報告の実施時期はどのようにして決定されるのでしょうか？

A

中間報告書の作成回数、提出時期等は、事業の内容、工事期間等を考慮した上で、知事と事業者で協議することとなっています。

完了報告書も、報告書の提出時期については、知事と協議することとなっています。

●その他

Q17

環境影響評価の手続にかかる期間はどのくらいですか？

A

環境影響評価の手続にかかる期間は、調査の実施方法などにより異なってきますが、現地調査に最低1年（四季）かかります。一般的に方法書の送付から手続終了までに概ね3年から4年程度の期間を要します。

Q18

環境影響評価の手続にかかる費用はどのくらいですか？

A

費用は、事業の種類、規模、調査項目、予測手法などにより違ってきます。

詳しくは、環境影響評価に係るコンサルタント会社等に御相談下さい。

なお、環境影響評価に係るコンサルタント会社等により組織された団体として、一般社団法人日本環境アセスメント協会があります。

Q19

過去に調査した結果は、環境影響評価の手続における調査に使えますか？

A

環境影響評価に過去の調査や環境影響評価の結果を利用しようとする場合、過去の調査結果が現在でも利用可能であることを補完調査や関連資料の収集を行い科学的な手法等により示す必要があります。

なお、本県の環境影響評価手続においては、手続後5年を経過しても事業が開始されない場合は再度手続の実施を求めることができることを規定していることから、調査結果についても5年程度を目安として考えています。

Q20

山梨県環境影響評価条例に基づく手続を実施しない場合はどうなりますか？

A

条例に定める環境影響評価その他の手続若しくは事業実施中及び事業実施後の手続が行われなかったときは、事業者に対し必要な措置をとるべきことを知事が勧告することができます。また、勧告に従わないときは、その事業者名等を公表します。(条例第50条参照)

なお、環境影響評価書手続が終了(環境影響評価書(補正評価書)の公告)してからでなければ、各関係法令主管課へ申請等をして、許認可等されることはありません。(条例第33条参照)

Q21

県の環境影響評価に係る問合せ先はどこですか？

A

山梨県環境・エネルギー部大気水質保全課環境影響評価担当(県庁別館1階)です。

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

電話番号 055-223-1513

FAX 055-223-1512